

大阪府国民健康保険財政安定化基金条例の改正について

資料4

<改正の理由>

全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和3年法律第66号。以下「改正法」という。）により国民健康保険法（昭和33年法律第192号）が改正されたことに伴い、財政安定化基金に年度間の財政調整機能が付与されることを踏まえ、所要の改正を行うもの。

施行期日：令和4年4月1日

改正後	改正前
<p>(積立て) 第二条 (略) 2 国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令(昭和三十四年政令第四十一号。以下「令」という。)第二十二条第三項に規定する繰入れは、第十一条本文の規定により市町村から法第八十一条の二第五項に規定する財政安定化基金拠出金(以下「拠出金」という。)が納付された後速やかに行う。 3 <u>前項に規定するもののほか、基金には大阪府国民健康保険特別会計の各年度の歳入歳出の決算上生じた剰余金の全部又は一部を積み立てることができる。</u></p> <p>(処分) 第六条 基金は、法第八十一条の二第一項第一号に掲げる事業に係る貸付金(以下「貸付金」という。)を貸し付ける場合及び同項第二号に掲げる事業に係る交付金(以下「交付金」という。)を交付する場合並びに同条第二項及び第四項の規定による取崩しを行う場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。</p> <p>(取崩しの要件及び額) 第十二条 <u>知事は、法第八十一条の二第四項に該当する場合、算定政令第二十一条の二第三項の規定により算定した額を限度として、その範囲内の額を取り崩すことができる。</u></p> <p>(委任) 第十三条 (略)</p> <p>附 則 (処分の特例) 2 基金は、平成三十年四月一日から令和六年三月三十一日までの間、第六条の規定にかかわらず、市町村に対し、令附則第二十一条に規定する特例事業に必要な費用に充てるために処分することができる。</p> <p>附 則 1 <u>この条例は、令和四年四月一日から施行する。</u> 2 <u>この条例の施行に関し必要な行為は、施行日前においても行うことができる。</u></p>	<p>(積立て) 第二条 (略) 2 国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令(昭和三十四年政令第四十一号。以下「令」という。)第二十二条第三項に規定する繰入れは、第十一条本文の規定により市町村から法第八十一条の二第四項に規定する財政安定化基金拠出金(以下「拠出金」という。)が納付された後速やかに行う。</p> <p>(処分) 第六条 基金は、法第八十一条の二第一項第一号に掲げる事業に係る貸付金(以下「貸付金」という。)を貸し付ける場合及び同項第二号に掲げる事業に係る交付金(以下「交付金」という。)を交付する場合並びに同条第二項の規定による取崩しを行う場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。</p> <p>(委任) 第十二条 (略)</p> <p>附 則 (処分の特例) 2 基金は、平成三十年四月一日から平成三十六年三月三十一日までの間、第六条の規定にかかわらず、市町村に対し、令附則第二十一条に規定する特例事業に必要な費用に充てるために処分することができる。</p>

【国民健康保険法】（令和4年4月1日改正後）

（財政安定化基金）

第81条の2 都道府県は、国民健康保険の財政の安定化を図るため財政安定化基金を設け、次に掲げる事業に必要な費用に充てるものとする。

- 一 当該都道府県内の収納不足市町村に対し、政令で定めるところにより、基金事業対象保険料収納額が基金事業対象保険料必要額に不足する額を基礎として、当該都道府県内の市町村における保険料の収納状況等を勘案して政令で定めるところにより算定した額の範囲内の額の資金を貸し付ける事業
 - 二 基金事業対象保険料収納額が基金事業対象保険料必要額に不足することにつき特別の事情があると認められる当該都道府県内の収納不足市町村に対し、政令で定めるところにより、基金事業対象保険料収納額が基金事業対象保険料必要額に不足する額を基礎として、当該都道府県内の市町村における保険料の収納状況等を勘案して政令で定めるところにより算定した額の2分の1以内の額の資金を交付する事業
- 2 都道府県は、基金事業対象収入額が基金事業対象費用額に不足する場合に、政令で定めるところにより、当該不足額を基礎として、当該都道府県内の市町村による保険給付の状況等を勘案して政令で定めるところにより算定した額の範囲内で財政安定化基金を取り崩し、当該不足額に相当する額を当該都道府県の国民健康保険に関する特別会計に繰り入れるものとする。
- 3 都道府県は、前項の規定により財政安定化基金を取り崩したときは、政令で定めるところにより、その取り崩した額に相当する額を財政安定化基金に繰り入れなければならない。
- 4 都道府県は、第二項に規定する場合のほか、国民健康保険の医療に要する費用及び財政の見通しを勘案して国民健康保険事業費納付金の著しい上昇の抑制その他の都道府県等が行う国民健康保険の安定的な財政運営の確保のために必要があると認められる場合に、政令で定めるところにより、これに要する額として政令で定めるところにより算定した額の範囲内で財政安定化基金を取り崩し、当該都道府県の国民健康保険に関する特別会計に繰り入れることができる。
- 5 都道府県は、財政安定化基金に充てるため、政令で定めるところにより、当該都道府県内の市町村から財政安定化基金拠出金を徴収するものとする。
- 6 市町村は、前項の規定による財政安定化基金拠出金を納付しなければならない。
- 7 都道府県は、政令で定めるところにより、第四項の規定により当該都道府県内の市町村から徴収した財政安定化基金拠出金の総額の三倍に相当する額を財政安定化基金に繰り入れなければならない。

【国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令】（令和4年4月1日改正後）

（法第八十一条の二第四項の規定による財政安定化基金の取崩し等）

第21条の2 法第八十一条の二第四項の規定による財政安定化基金の取崩し及び当該都道府県の国民健康保険に関する特別会計への繰入れは、毎年度、次に掲げる場合に限り行うことができるものとする。

- 一 当該繰入れを行わないものとしたならば、当該年度の当該都道府県の被保険者一人当たりの国民健康保険事業費納付金の額が当該年度の前年度の当該額を上回ることが見込まれる場合
- 二 前号に掲げる場合のほか、都道府県が当該都道府県内の市町村とともに行う国民健康保険（次項において「都道府県等が行う国民健康保険」という。）の医療に要する費用、財政の状況等からみて当該繰入れが必要な場合として厚生労働省令で定める場合

2 都道府県は、財政調整事業（都道府県等が行う国民健康保険の安定的な財政運営の確保を図るため、当該都道府県の国民健康保険に関する特別会計における毎年度の歳入歳出の決算上生じた剰余金を財政安定化基金に積み立て、前項各号に掲げる場合に取崩し当該都道府県の国民健康保険に関する特別会計に繰り入れる事業をいう。次項において同じ。）に係る会計を法第八十一条の二第一項各号に掲げる事業に係る会計と区分して経理しなければならない。

3 法第八十一条の二第四項の規定により都道府県が取り崩すことができる額は、当該年度における次に掲げる額の合算額の範囲内の額とする。

- 一 当該年度の前年度の末日における当該都道府県の財政調整事業に係る財政安定化基金の残高の額
- 二 当該都道府県の国民健康保険に関する特別会計において当該年度の前年度の歳入歳出の決算上生じた剰余金のうち、当該都道府県が財政調整事業に要する費用に充てるものとして財政安定化基金に繰り入れる額（法第八十一条の二第七項及び前条の規定による繰入金を除く。）

（財政安定化基金拠出金）

第22条 都道府県は、条例で定めるところにより、基金事業交付金の交付を行った年度（次項において「交付年度」という。）の翌々年度において当該都道府県内の市町村から財政安定化基金拠出金を徴収するものとする。ただし、同年度において当該市町村から徴収することが困難であると認められる場合にあっては、この限りでない。

2 前項本文の規定により徴収する財政安定化基金拠出金の額の総額は、当該交付年度において当該都道府県内の市町村に対して交付した基金事業交付金の額の総額の三分の一に相当する額を標準として当該都道府県の知事が定める額とする。

3 法第八十一条の二第七項の規定による繰入れは、第一項本文の規定による徴収が行われた年度において行うものとする。

4 法第八十一条の二第八項の規定による負担は、同条第七項の規定による繰入れが行われた年度において行うものとする。